

京都市告示第581号

介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出があり、また、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第113条の規定に基づき、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年2月15日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
株式会社えがおケア・アンド・メディカル	訪問介護、介護 予防訪問介護	えがおヘルパーステーション [2670601042]	京都市左京区一乗寺里ノ前町31番地 グランレブリー一乗寺1階B	平成30年1月15日
合同会社スマイル・フォレスト	居宅介護支援	ケアプランセンタースマイル 勸修寺 [2674100900]	京都市山科区勸修寺御所内町65番地の1	平成30年1月31日
医療法人回生会	介護療養型医療 施設	医療法人回生会 京都回生病院 [2610400539]	京都市下京区中堂寺庄ノ内町8番地の1	平成30年1月31日

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)